

## ○香川大学学術情報リポジトリ運用指針

平成 20 年 3 月 6 日 図書館会議承認

### (目的)

第 1 この指針は、香川大学（以下「本学」という。）において運用する香川大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 この指針においてリポジトリとは、学術情報基盤の充実を図り、本学の学術研究の発展及びその成果の流通に資するとともに社会に貢献することを目的として、本学において作成された教育・研究活動成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することをいう。

### (管理・運営)

第 3 リポジトリの管理・運営は、香川大学図書館（以下「図書館」という。）において行うものとする。

### (登録する権利を有する者)

第 4 リポジトリに教育・研究活動成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院学生
- (2) その他図書館長が認めた者

第 5 登録者は、次の各号の要件を充たす教育・研究活動成果をリポジトリに登録することができる。

- (1) 学術的に意義のある教育・研究活動成果
- (2) 電子的フォーマットで作成されているもの
- (3) リポジトリに供するサーバに保存し、ネットワークを通じて配信できるもの

### (登録)

第 6 登録者は、以下のいずれかの方法で、教育・研究活動成果を登録することができる。

- (1) 図書館 web ホームページ内の論文掲載登録フォームからアップロード
- (2) リポジトリ公開承諾書を添えて図書館長に提出

### (教育・研究活動成果の利用)

第 7 図書館は、次の号に掲げる方法によって、リポジトリに登録しようとする教育・研究活動成果を利用することができる。

- (1) 当該教育・研究活動成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに保存する。
- (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数の者に、無償で公開する。
- (3) 利用・保存のため、必要に応じて教育・研究活動成果の電子的複製・媒体変換を行う。

第 8 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究活動成果の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 第 7 に定める利用に限る。
- (2) ネットワークを通じて教育・研究活動成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(著作権と利用許諾等)

- 第9 リポジトリに登録する教育・研究活動成果の著作権が、登録者にのみ帰属している場合は、登録者は、図書館に対して第7に定める利用を無償で許諾する。
- 2 リポジトリに登録する教育・研究活動成果の著作権が、登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、図書館に対して第7に定める利用を無償で許諾する旨の同意を他の著作権者からあらかじめ取得しておかなければならない。
- 3 リポジトリに登録する教育・研究活動成果の著作権が登録者以外の者に帰属している場合は、登録者は、図書館に対して第7に定める利用を無償で許諾する旨の同意を当該著作権者からあらかじめ取得しておかなければならない。ただし、当該著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
- 4 登録者は、図書館から照会があった場合には、前2項における著作権者の許諾を証する資料等を提示しなければならない。
- 5 リポジトリに登録された教育・研究活動成果の著作権は、著作権者に帰属する。

(教育・研究活動成果の公開中止)

- 第10 図書館は、以下の場合に、第7第2号による教育・研究活動成果の複製物の公開を中止することができる。
- (1) 登録者が、理由を付して公開の中止の申請を行い、それを図書館長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、図書館長が公開の中止を決定した場合
- (3) その他図書館長が特に認めた場合
- 2 前項の規定により教育・研究活動成果の複製物の公開を中止した場合でも、メタデータの公開は継続するものとする。

(免責事項)

- 第11 図書館は、第8に定める事項を行った上で、リポジトリに登録された教育・研究活動成果を利用することによって発生した登録者又は著作権者の損害については、一切責任を負わないものとする。

(その他)

- 第12 本指針に記載されていない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年11月17日から施行する。